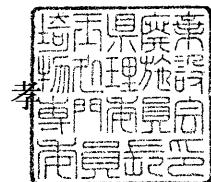


廃施専第26-6号
平成27年3月2日

埼玉県知事 上田 清司 様

埼玉県廃棄物処理施設専門委員会

委員長 池口



埼玉県（埼玉県環境整備センター）の産業廃棄物処理施設（最終処分場）
変更許可申請に係る生活環境保全に関する意見書

本委員会において、埼玉県（埼玉県環境整備センター）の産業廃棄物処理施設の変更許可申請書及び生活環境影響調査書を、技術上の観点から審査した。

その結果、産業廃棄物処理施設の設置計画及び維持管理計画については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた技術上の基準に照らし適正処理に必要な措置が取られていること、災害防止計画については、災害の発生を防止するための必要な措置が取られていること、生活環境影響調査書については、当該地域に定められた基準等を満足していることを確認した。

したがって標記変更申請書は、周辺地域の生活環境の保全上適正な配慮がなされたものであることを確認した。

なお、下記の事項について留意すべく、必要に応じ所要の措置を講じるべきと判断される。

記

浸出水の処理・管理は集中豪雨時等においても確実に実施されることとし、引き続き地元との協定及び維持管理計画を遵守しつつ、施設の運営管理を適切に行うこと。

27.3.-2

